

伊藤頌文君学位請求論文審査報告

本文一七〇頁、文献目録をあわせて一〇五頁で構成されている。

一 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

伊藤頌文君が提出した学位請求論文「東地中海におけるイギリスの軍事関与と西側同盟——「帝国の残滓」の清算

と同盟管理の狭間で、一九六八—七五年は、一九六八年のスエズ以東からの撤退表明以降、東地中海におけるイギリス帝国の解体過程を取り扱つたものである。イギリスは、

リビア、マルタそしてキプロスに軍事基地を展開し、帝国の生命線であったインドへの航路の安全を確保していたが、イギリス帝国の解体が進むと、世界各地に展開していた基地は、むしろ重荷と認識されるようになつていった。だが、

現実に既存の基地網を解体しようとすると、イギリス政府は様々な困難に直面した。帝国の解体過程で作用する多様

な力学を明らかにしようとするのが、本論文の狙いである。

本論文の一部は、伊藤君がすでに日本国際政治学会の機

関誌である『国際政治』や『法学政治学論究』などの査読誌で公表したものを基礎にしているが、今回提出された論文はそれらを修正するとともに、大幅に筆を加えたもので、

序論

第一章 スエズ以東からの撤退と東地中海への関与方針の検討、一九六八—六九年

第一節 スエズ以東からの撤退決定とその影響

(1) 東南アジアへの対応と関係各との折衝

(2) ペルシヤ湾岸からの撤退を巡る諸相

(3) その他の地域に関する検討

第二節 東地中海における軍事関与の再定義

(1) ヨーロッパの重点化と東地中海における同盟

政策の検討

(2) 同盟管理と軍事関与を巡る相克の兆候

第二章 東地中海におけるイギリスの軍事関与の動搖

——リビア政変とヨルダン内戦、一九六九—七〇

年

第一節 リビア政変と英軍基地撤収問題

- (1) イギリスの対リビア軍事関与と西側同盟
(2) リビア政変への対応と英軍基地撤収問題の顕在化
(3) リビアにおけるイギリスの軍事関与の終焉
- 第二節 東地中海における軍事関与の再編
(1) リビア政変の余波と西側同盟を巡る問題
(2) 軍事関与の継続と地中海における長期的指針の模索
- 第三節 ヨルダン内戦と中東有事における英米対立の素地
(1) 「黒い九月」事件の勃発とヨルダン情勢の悪化
(2) 軍事介入と英軍基地の運用を巡る苦慮
- 第三章 対外軍事関与と同盟政策の相克——マルタ防衛
協定更新問題の表出と収束、一九七〇—七二年
- 第一節 マルタ政権交代と防衛協定更新問題の浮上
(1) 東地中海における軍事関与の諸相とマルタ
(2) マルタ政権交代と二国間協定問題の顕在化
(3) 同盟への波及と財政支出を巡る不協和
- 第二節 チェッカーズ会談と交渉の破綻
(1) ミントフ訪英とチェッカーズ会談
(2) 繼続協議の停滞と頓挫
- 第四章 新協定の成立とマルタからの撤退決定
(1) アメリカの懸念とイギリスの逡巡
(2) 新協定の交渉と妥結
- 第三節 イギリスの対外軍事関与の矛盾と限界、一九七二—七四年
第一節 イギリスの対外軍事関与を巡る論理の揺らぎ
(1) 対外軍事関与における同盟の後景化
(2) 第四次中東戦争と同盟の論理の限界
- 第二節 東地中海における国益と同盟の狭間
(1) ヨーロッパ域外における防衛負担の再考
(2) 東地中海における段階的削減論への傾斜
- 第三節 対外軍事関与を巡る論理の変質とキプロス問題
(1) キプロスを巡る議論の先鋭化
(2) キプロス情勢の緊迫化と西側同盟
- 第五章 東地中海におけるイギリスの軍事関与の「終息」——キプロス危機と防衛見直しの策定、一九七四—七五年

(3) 「権力なき責任」という桎梏

第二節 キプロスからの撤収問題とその展開

(1) 危機の発生と基地問題の顕在化

(2) 全面撤退への傾斜と方針の策定

第三節 防衛見直しの最終協議と公表

(1) 同盟国の反発とキプロスからの撤退断念

(2) 防衛見直しの最終検討と公刊

結論

参考文献

二 論文の概要

かび上がる。そこで本論文では、これまで殆ど顧みられてこなかつた一九六八年以降のイギリスの対外軍事関与を巡る政策決定過程を、その新たな前線と位置付けられた東地中海を主な分析対象に据えることによつて、その要因とともに考察する。

分析にあたつては、同地域における帝国の歴史的遺産と西側同盟の権益との連関に着目し、以下の視角を設定する。まず、本論文の主たるアクトターであるイギリスに加えて、アメリカを中心とする同盟国の思惑や、イギリスが軍事的拠点を確保していた現地勢力の動向にも着目し、これら三者の関係に注視する。そして、本論で詳述する各事例において、どのような相互連関がみられたかを検討する。

東地中海における権益を一九世紀から保持してきたイギリスは、二〇世紀後半の当該期になつても同盟への貢献が國益に適うと認識し、同地域への軍事関与についても一定の維持を指向していた。だが、「帝国の残滓」による軍事的プレゼンスが重荷と認識されると、基地の規模縮小や撤収という方向性が打ち出された。しかし、アメリカを筆頭とする同盟諸国は北大西洋条約機構（NATO）の脆弱な「南方側面」を守るという戦略的な理由や、中央条約機構（CENTO）との連関から、イギリスの軍事関与の維持あり、その処理を巡る「連続性」という視点の重要性が浮

を求めてきた。その一方で、そういった負担に対する見返りや支援は得られず、イギリスの不満が高まつた。そのため、軍事的拠点の放棄へと向かう事例もみられた。また、軍事基地を確保した地域では、現地勢力との友好関係を維持することが、基地の維持と円滑な運用に不可欠であった。そして現地や周辺環境の情勢によっては、イギリスのプレゼンスの継続を求める力学が作用する場面もあつたが、他方で反英的な勢力が台頭すれば、基地の維持は著しく困難になつた。

ここから、東地中海においてイギリスの軍事関与を維持するのか、あるいは更なる縮小・撤退に向かうのか、という二つの基本的方向性がみられた。そこで本論文では、前者から後者に向かう力学が強まる過程を跡付けることを試みる。具体的には、同地域の英軍基地網を構成したリビア、マルタ、キプロスの三つの事例を取り上げ、これら三拠点が有機的に連関し、それぞれを巡る問題が表出する過程とともに、問題がどのように帰結したのかを実証的に論じる。

第一章「スエズ以東からの撤退と東地中海への関与方針の検討、一九六八—六九年」では、一九六八年一月のスエズ以東からの撤退決定表明に至る過程を概観するとともに、関係各国の反応およびイギリスの対応を、その影響が特に

大きかつた地域の動向を中心に論じる。そして、東地中海がヨーロッパ域外における軍事関与の新たな前線として、イギリス政府内で重視されるに至る過程を検討するとともに、その後に立ち現れることになる問題の背景的条件を確認する。

イギリスのウィルソン労働党政権によるスエズ以東からの撤退決定によって、最も影響を受けた地域は東南アジアとペルシャ湾岸であった。これらの地域においては西側陣営の盟主であるアメリカと同様に一時的な困惑や反発があつたものの、結果的には一九七〇年代初頭にかけて、イギリスの軍事的プレゼンスは実質的に消失していった。しかし、イギリス政府内ではこうした措置も暫定的なものであると考えられており、依然としてヨーロッパ域外での軍事関与を通じた西側同盟への貢献は、自国の政策目標として重視されていた。

そして、経済情勢が回復した場合の将来的な英軍の再展開を見据えるうえで、スエズ以東地域への「玄関口」ともいえる東地中海での軍事的プレゼンスの維持は、その後においても引き続き重要であると考えられた。また、NATO「南方方面」における冷戦戦略上の要請もあって、英軍基地が設置されたリビア、マルタ、キプロスは西側同盟に

おける主要な防衛ラインとされた。しかし、この時点ですでに運用上の問題や国益との齟齬といった兆候もみられ、イギリスがその後に直面することになる難局を予期させるものであった。

第二章「東地中海におけるイギリスの軍事関与の動搖——リビア政変とヨルダン内戦、一九六九—七〇年」では、イギリス帝国の一部を構成していなかつたりビアでの政変の結果、当地に設置された英軍および米軍基地が失われたことによって、残るマルタとキプロスが改めて重視されることによって、その直後に発生したヨルダン内戦でキプロスの基地を巡る運用上の問題が浮上し、それが後年の同盟内対立の伏線にもなつたことを論じる。

リビアにおける英米の軍事的拠点の維持は、親西歐的な国王との友好関係によって成り立っていたが、一九六九年九月に急進的な反西洋主義者であるカダフイが主導する政変が起ると、その前提が根底から覆つた。武器供与の問題など複雑な要因が絡み合うなかで、リビア新政権が英米の軍事的プレゼンスを排除する方針に至ると、良好な二国間関係を何よりも重視するイギリスは、戦略的見地から逡巡するアメリカをよそに、基地の放棄を早々に決定した。その結果、一九七〇年に英米両国は、リビアでの軍事的拠点をほぼ時を同じくして喪失することになった。

リビアの基地を失つて東地中海における三つの英軍基地網の一角が欠けたことで、この地域を巡るイギリスの軍事関与は再考を迫られた。国防省が主体となつた長期的指針の策定が急がれ、なおも残存する英軍基地であるマルタとキプロスへの重点化も並行して進められた。二つの基地の連関が重視されるとともに、同盟への貢献と国益の追求という二つの要素も擦り合わせが進んだ。この時点で、英軍基地網の維持という基本方針はイギリスにとつて不動のものであった。

そうした状況下で一九七〇年九月に発生したヨルダン内戦では、キプロスの基地が中東での有事において使用できないという制約が明らかになる。非同盟中立路線を進めるキプロスのマカリオス政権への配慮から、中東紛争に関わる問題で同島の基地を用いることは政治的に困難であった。翻つて、キプロスの基地を使用できないという事実は、アメリカとの間で深刻な摩擦を生む危険性も孕んでいた。結果的にヨルダン内戦でキプロスの基地が軍事利用されることはなく、英米関係の亀裂も回避されたが、この事態は後年の同盟内対立の伏線にもなるものであった。

協定更新問題の表出と収束、一九七〇—七二年」では、リビアの基地を失ったことで重要視されるようになったマルタとキプロスの相互連関を確認しつつ、一九世紀以来のイギリスの政治的・軍事的権益が残存していたマルタにおいて同国の軍事関与と二国間協定を巡る問題が生じ、NATOでの深刻な懸案事項として発展していく過程と、その帰結を考察している。

マルタでは脱植民地化の過程で強硬な反英主義に転向した政治指導者であるミントフが一九七一年に政権を奪取し、イギリスとの間で結ばれた二国間協定を修正するよう迫った。ミントフの要求は無節操で予測不可能であつたが、交渉が決裂すれば英軍基地が閉鎖され、それと連動する形でマルタに確保されていたNATOの権益も反故にされることを意味した。一九七〇年の総選挙で政権を奪取していたヒース保守党政権は、ミントフと交渉を行つたが、NATO諸国からの支援は十分に得られず、困難な交渉を余儀なくされたイギリス政府は不満を募らせていった。

ヒースとミントフの首脳会談によつて一旦は合意がみられたものの、その後の協議は一向に進まず、一九七一年の年の瀬にミントフは突如として合意の破棄を通告し、最後通牒を突き付けた。これはアメリカをはじめとする同盟国

にとつては、地中海においてソ連の優位を決定付ける由々しき事態と目されたが、厄介な交渉相手であるミントフの態度に辟易していたイギリスはマルタからの撤収も辞さない構えをみせた。

NATOを巻き込んだ交渉はその後も二転三転したが、最終的には一九七二年三月にイギリスとマルタの二国間協定が更新された。これによつて、七年間の猶予期間を設けて基地を閉鎖することと引き換えに、NATOの財政負担によるマルタへの経済援助が定められた。その結果、一九七九年までに同島におけるイギリスの軍事的関与が終焉を迎えるとともに、NATOのプレゼンスも消失することが確定した。こうして、イギリスが東地中海に確保していた基地群のうち、すでに放棄されたりビアに統いて、マルタも事実上の機能不全に陥ることになつた。

第四章「イギリスの対外軍事関与の矛盾と限界、一九七二—七四年」では、東地中海におけるイギリスの三拠点のなかで唯一残存したキプロスを巡つて、一九七三年に発生した第四次中東戦争で運用上の欠陥が露呈し、同盟への貢献という論理が限界を迎える経緯を跡付ける。そして、一九七四年に開始された防衛見直しの検討作業において、キプロスへの軍事関与が別の論理で正当化されていく過程を

叙述する。

リビアに統いてマルタの英軍基地も将来的な放棄が決定し、東地中海でイギリスが軍事的プレゼンスを安定的に確保するのはキプロスを残すのみとなつた。しかし前述のように、キプロスも非同盟中立路線の現地政府への配慮から、NATOが絡む問題で運用上の制限が課せられていた。そのような状況下で第四次中東戦争が発生すると、イギリスはアラブ産油国の石油戦略への対応や米欧対立の狭間での苦慮といった問題はもとより、キプロスの基地利用を巡ってもアメリカとの関係で溝を生じさせることとなつた。こうして、これまでイギリスの東地中海における軍事関与の根拠とされてきた、同盟への貢献という論理が破綻してしまつた。

いられたのが、脱植民地化の過程で発生したキプロス紛争の抑止という全く別の論理であつた。

折しも、キプロスではNATOの同盟国であるギリシャとトルコを巻き込んだ対立が顕在化しつつあつた。特に非同盟中立路線に傾くキプロスのマカリオス大統領と反目を深めたギリシャ軍事政権の不穏な動きは、イギリスにとても懸案であつた。それが劇的な形で噴出することになるのが、一九七四年夏の一連の出来事であつた。

第五章「東地中海におけるイギリスの軍事関与の「終息」——キプロス危機と防衛見直しの策定、一九七四—七年」では、一九七四年夏に発生したキプロス危機への対応を巡つて、「帝国の残滓」と同盟の狭間にあるイギリスの政策が限界に達したことを描いている。また、キプロス危機が防衛見直しの検討作業にも影響を及ぼし、一旦はキプロスの英軍基地も放棄される方針が定められたものの、アメリカをはじめ同盟国の強硬な反対によつて撤退が断念される過程を検討する。そして、NATOとの折衝を経て防衛見直しが最終的に公表されるに至る経緯を分析している。

一九七四年夏のマカリオス政権に対するクーデターを端緒とするキプロス危機によつて、イギリスが東地中海において正当化するため同盟への貢献という論理に代わつて用

ける軍事関与を継続することで抱えてきた問題は一気に先鋭化した。まず、イギリスはキプロス危機への対応で主導的立場にあつたにもかかわらず、外交的解決に失敗した。

旧宗主国として利害関係国であるギリシャとトルコの間で折衝を余儀なくされたのみならず、NATO内の政治力学や冷戦戦略を重視するアメリカと十分に協調することができなかつた。キプロス危機はイギリスにとって「帝国の残滓」の重荷を改めて認識する契機となり、キプロスに対する「権力なき責任」という困難な立場が明らかとなつた。

また、キプロス危機によつてイギリスの東地中海における軍事関与を正当化する論理も成立しなくなつた。そのためキプロスにおける英軍基地の存在意義が問われることになつた。同時期に進んでいた防衛見直しの検討作業においては、同地域でのイギリスの軍事的プレゼンスを全面的に放棄する方針へと傾斜し、キプロスからも撤収する方針が定められた。しかし、こうしたイギリスの政策転換はアメリカをはじめとする同盟国からの激しい反対に直面し、結局キプロスからの撤退は断念せざるを得ない状況に陥つた。

その後、防衛見直しは当初の想定よりも規模を縮小した形でNATOとの最終的な折衝が行われ、イギリスのヨーロッパ域外での軍事関与は実質的に終了するものの、キプロスなど例外を残す形で策定されるに至つた。ここにおいて、東地中海における同国の軍事的プレゼンスも中途半端な形で「終息」したのであつた。

「結論」の章では、本論文の内容を簡潔にまとめたうえで、当該期イギリスの東地中海における軍事関与を巡る一連の政策の意義が総括的に検討される。

本論文の分析によつて浮かび上がつたのは、スエズ以東からの撤退決定によつて世界大国としての地位を完全に喪失し、その後は専らヨーロッパの一国へと収縮していくたといふ、従来の研究で語られてきたイギリスのイメージとは異なる姿であつた。すなわち、脱植民地化の完成としてのスエズ以東からの撤退決定を象徴的事象として、イギリス帝国が解体したという「断絶性」よりも、なおも存続する様々な権益と、そこから生じる義務や責任を巡つて同国が苦闘するという「連續性」がみてとれよう。この点は、イギリスの帝国解体が他の植民地帝国と比べれば円滑に進んだという「管理された衰退」史観に修正を迫るものである。

一九六八年にスエズ以東からの撤退を決定した後も、イギリスがヨーロッパ域外からの一方的で完全な離脱をなし得なかつた要因には、将来的な再展開への希望的観測のみ

ならず、同盟に対する義務感の大きさや、対外軍事関与が国益の追求に資するという評価があつたためでもあつた。一方、一九七五年の防衛見直しでイギリスが対外軍事関与の更なる縮小を企図したのは、軍事的プレゼンスの維持による負担と国益の乖離が拡大するなかで、同盟への貢献という論理による正当化が限界に達したからであつた。リビ

ア、マルタ、キプロスの三拠点についても、地域秩序の変動への考慮を抜きに場当たり的な対応に終始し、イギリス

は「帝国の残滓」の問題に苦しんだ。しかし、同盟内の立ち位置や現地勢力との関係も無視できないことを考えると、対外軍事関与を巡るイギリスの苦難はグローバルな戦略的構造に規定されていた部分も大きかつたといえる。

また、同盟や旧勢力圏への「責任」や「義務」といった文言が史料のなかで度々登場することからも、政策決定に携わった当事者が真剣に世界への貢献や同盟内の役割を考えていたという思考回路を確認できる。しかし、それが当該期のイギリス政府当局者たちが抱えた世界観の限界でもあつたとされる。

本論文で扱われたイギリスの経験は、帝国の歴史的遺産を巡る「連續性」の議論とも通底する。イギリスはその後も「帝国の残滓」の清算という難題に苦しみつつも、限定

的ながら対外軍事関与を継続させてきた。その一部は今なお存続し、現代世界におけるイギリスの一定の世界的影響力を象徴してきた。その意味では、イギリス帝国は依然として完全に終焉しているわけではないとの示唆が示されて、本論文は結ばれている。

三 論文の評価

近年のイギリス外交史を巡る日本の若手研究者の活躍は目覚ましく、公文書館だけでなく、個人文書なども含めた広範な一次史料を大量に利用したすぐれた研究が、次々に発表されている。帝国史の観点からも多面的な検討が行われており、すでに豊富な研究蓄積が存在する。このような研究状況を背景に、伊藤君によるこの研究もイギリスにおける公文書を縦横に利用した高い実証性を誇るものとなつてている。しかし本論文のすぐれた点は、豊富な資料の利用による実証性の高さに支えられつつも、以下のよう斬新な視点から分析を行つた点にある。このような伊藤君の姿勢は、実証的厳密性を重視するあまり、些末な実証的発見で独自性を主張する歴史研究と対極をなすものである。明確な主張と発展可能な分析的意義のある歴史叙述となつていることを高く評価したい。

第一に、この論文は、帝国の解体あるいは植民地からの撤退に焦点を当てている。一般に帝国の形成や領土の拡大に比べて、帝国の解体やそれからの撤退はどちらかと言えば軽視されがちな現象である。しかし一口に帝国の解体と言つても、それは様々な形をとつて実現するはずで、混乱と屈辱のなかで敗走を余儀なくされる場合もあれば、暴力を伴わずに秩序正しく行われる帝国の解体もある。撤退や敗北は華やかさに欠けるものの、その過程から政治的技術や政治的信条が、力まかせの勝利や拡大の局面より露呈しやすい面があり、興味深い政治分析を提供できる場合がある。

伊藤君は、一次史料を丹念に追跡することで、イギリスの帝国の解体が「管理された撤退」であったとされる従来の史観に修正を試みている。帝国をいかにして畳むかという榮光なき責務を負ったこの時代のイギリスの指導者たちが直面した困難を見事に描き出すとともに、この非英雄的な責務が現地情勢に翻弄される多分に混乱した過程であつたことを論証している。

第一は、帝国の解体過程で現地の政治指導者の果たした役割が大きいことを躍動的に描き、彼らのきわめて個性的なありようを示していることである。現地の政治指導者た

ちは、パワーの面でもまた国内の政治基盤の面でも、明らかにイギリスに比べて劣勢にあるにもかかわらず、イギリス側をしばしば見事と言つて良いほど翻弄することに成功している。東西冷戦下の当時において、ソ連への外交的接近や国内の反英的な対抗的勢力の存在など限られたパワーの資源を縦横に利用し、イギリス側の弱みを最大限に活用して、プラフを多用しながら譲歩を引き出すこういった指導者たちの姿は、帝国解体というマクロ的な趨勢の陰に隠れて、本格的に検討されてこなかつた歴史の興味深い一面である。

第三に、東地中海地域からの撤退という、どちらかと言えば地味な問題に焦点を当てたにもかかわらず、この問題を検討することによって、本論文は当時の重要な国際政治上の力学を見事に浮き彫りにすることに成功している。イギリスの明らかな衰退によって、同国が国際的な関与を縮小せざるを得なかつたという基本的な構図はすでに広く知られているとおりである。また、一九六〇年代以降は、反植民地主義が時代の趨勢として定着し、植民地からの撤退を求める声は、国連などの国際舞台だけではなく、イギリス国内でも多数派となつていた。

その一方で帝国、あるいはその遺産を何らかの形で維持

したいという、帝国ノスタルジーがある程度存在していたのも事実である。しかしそれ以上に、かつては植民地の解体を求める、スエズ危機では反植民地主義を掲げて同盟国イギリスを強く非難したアメリカは、グローバルな冷戦戦略上の要請から、イギリスの基地網の維持を求めていた。さらに、現地の指導者もイギリスの関与の継続を巡って条件闘争を執拗に続けるとともに、キプロスの場合のように現地が紛争状態に陥り、そのため統治責任を放棄することを意味する一方的な撤退が事実上不可能になるという事情も作用した。このように一見すると非常に特殊で限定的な問題を扱いながら、本論文を通じて伊藤君は、時代の大状況を浮き彫りにし、そのなかで選択を迫られたイギリスの指導者たちの姿を、綿密で着実な史料解析によって描き出すことに成功している。

第二に指摘したいのは、本論文が基本的にイギリス側の史料に依存して書かれている点である。そのため現地政治の認識も、どうしてもイギリス側の視点から書かれざるを得ないという難点がある。確かにギリシャ語、トルコ語、アラビア語などの言語上の問題に加えて、対象となる地域では公文書の公開制度はなきに等しく、その他の信頼できる資料が圧倒的に限られていることを考へると、これはとても一人の研究者で克服できる課題ではない。しかし、現地情勢の分析を何らかの方法で強化し、英語の公文書に依存して帝国を語ることを超える研究上の飛躍を、若い世代の研究者には期待したい。

以上のように確かな実証的根拠に基づいて、興味深い論点を提起しているこの研究だが、以下のような問題点を指摘し、伊藤君の今後の研究の発展に資することを期したい。

第一に、撤退や帝国の解体という視点の斬新さが高く評価されるだけに、イギリスにおける帝国解体の全体像の把握がいささか希薄な印象を禁じ得ない。イギリス帝国は世界中に展開していたのであり、帝国解体の物語の一部とし

以上のようないくつかの問題点は、むしろ今後の研究上

の課題と言うべきものであり、本論文の達した水準が高いだけに、一層高い期待が込められている。本論文は、複雑な帝国の解体の過程を、高い実証性を備えつつ斬新な視角で分析したもので、すでに非常に高い水準にある日本におけるイギリス外交史研究において、ユニークな貢献をしたものと評価できる。よって審査員一同は、本論文が博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと判断し、その旨を法学研究科委員会に報告するものである。

平成三一年一月九日

主査	慶應義塾大学 法学部教授	田所 昌幸
	法学研究科委員・博士（法学）	
副査	慶應義塾大学 法学部教授	細谷 雄一
	法学研究科委員・博士（法学）	
副査	慶應義塾大学 名誉教授	田中 俊郎